

付随的事業規則

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、本協会の付随的事業に関し必要な事項を定める。

(事業の実施)

第2条 本協会は、サッカーの普及及び振興を図るため、各種の付随的事業を行う。

(テレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権)

第3条 次の試合に関するテレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権は、すべて本協会に帰属する。

- (1) 日本代表チーム(U-23、U-20その他すべての日本代表チームを含む。以下本規則において同じ。)が国内において実施する試合
- (2) 天皇杯全日本サッカー選手権大会、高円宮杯全日本ユースサッカー選手権大会その他本協会が主催する試合

(その他の事業)

第4条 本協会は、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカーの施設及び用具の検定、認定、公認又は推薦に関する事業
- (2) サッカーの指導・育成に関する事業
- (3) 本協会又は日本代表チームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会又は日本代表チームを表示するもの(以下「キャラクター等」という。)を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等(以下本規則において「選手等」という。)の肖像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等(以下「肖像等」という。)を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 前条第1号及び第2号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (6) 広報・出版に関する事業
- (7) その他理事会において定める事業

第2節 商品化

(日本代表グッズの商品化権の帰属)

第5条 前条第3号ないし第5号に定める事業(以下「商品化」という。)を行う権利(以下「商品化権」という。)は、次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。

2 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

(商品化における肖像等の使用)

第6条 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。

2 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。

- (1) 個々の画面又は物等に複数(原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上)の選手等の肖像等を使用する場合
- (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数(原則として11名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上)の選手等の肖像等を使用する場合

3 本協会は、選手等及びその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化において使用することができる。

(商品化による収益)

第7条 本協会は、本節に定める権利の実施による収益を、日本代表チームの強化及び育成等のために使用するものとする。

第3節 日本代表チームの肖像等

(肖像等の帰属)

第8条 日本代表チームの選手等の肖像等に関する権利は、本協会に帰属する。

(肖像等の使用)

第9条 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。

2 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用するすることができる。

3 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

(1) 個々の画面又は物等に複数(原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上)の選手等の肖像等を使用する場合

(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数(原則として6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上)の選手等の肖像等を使用する場合

4 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に、原則として無償で応じなければならない。

5 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組若しくはイベント等に出演し、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 施設及び用具

(施設・用具の調査研究)

第10条 本協会は、施設及び用具を調査研究し、かつ、その適否を認定し、必要に応じて関係者を指導する。

(施設・用具の認定)

第11条 施設及び用具の認定に関する事項は、理事会において定める。

第5節 総則

(改正)

第12条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第13条 本規則は、2017年4月13日から施行する。